

<『アジア・アフリカ研究』57(4)：2-24 掲載論文の原稿：引用は雑誌論文からお願いします>

21世紀の多国籍企業資本の植民地的起源 ——グローバル正義論と植民地責任論の深化のために

岡野内 正

- I 問題提起—21世紀の多国籍企業資本の起源に植民地は入っているか？
- II 全多国籍企業を含む株式所有の巨大ネットワーク
- III ネットワーク内企業を支配するグローバル金融機関
- IV 支配的グローバル金融機関における資本の植民地的起源
- V 結論と展望—21世紀の多国籍企業の植民地責任

I 問題提起—21世紀の多国籍企業資本の起源に植民地は入っているか？

<本稿の課題設定>

本稿の課題は、21世紀の多国籍企業の資本の起源に植民地が入っていることを証明することだ。もっとも、資本の起源を問うという課題設定は、経済史の分野では、資本主義の起源問題としては中心的なテーマになってきた問題だとはいえ、一般的にそれほどのなじみのあるものではないように思われる。そこで、まずその意味について説明しておこう。(1)

「企業の資本の起源」を問うことは、企業の中で資本（すなわち儲けを生み出すお金、あるいは価値増殖する貨幣）として機能し始めた貨幣が、いつ、どこから来たかを問うことだ。企業の創業がいつ、どこで行われたか、創業者として資本金となるお金を出した人々は、自分自身の日常生活に必要な額をはるかに超えるはずのそのお金をどこから手に入れたかを問うことだ。

もっとも、企業の資本金は、創業時だけでなく、創業後も、その企業の利潤の再投資（すなわち蓄積）によって、あるいは企業外部から新しい出資者を迎え入れる増資によって、さらに他の企業との合併・買収（M&A）、すなわち資本の集中によって増えていく。したがって、資本の起源を問う場合には、創業以後の増資や他企業との合併・買収についても注意を払う必要がある。言うまでもなく、その場合も、初めて資本として機能する貨幣がどこからきたものか、合併・買収の場合は相手方の企業の創業時にまでさかのぼって調べる必要がある。

経済史や経営史の研究成果やそれらが依拠した史料には、このような資本金や株主（オーナー）の系譜について豊富な資料がある。また、今日でも操業しているほとんどの企業は、その会社紹介の中で自社の歴史について多かれ少なかれ触れているし、中には社史を刊行している会社も少なからずある。今日の企業の資本の起源を徹底的に明らかにするためには、それらの先行研究や史料を用いて、それぞれの企業への出資者の系譜を明らかにしていく必要がある。(2)

<植民地起源の資本の見分け方>

ところが、本稿の課題は、今日の企業資本の起源に「植民地が入っているか」である。この場合、対象とする企業の創業者と株主の系譜を全面的に詳細に明らかにする必要はない。しかし、創業者および株主、そして事業体としてのその企業の植民地との関係を明らかにする必要がある。そしてこの点については、もはやミクロな個別企業レベルの経済・経営史ではなく、それを踏まえたマクロな国民経済（植民地を含む帝国経済）あるいは世界経済レベルのこれまでの経済史研究の成果に依拠して、次のように言うことができる。

(3)

16 世紀の大航海時代に始まり、20 世紀の二つの大戦を経て植民地が独立国となるまでの時期に、列強として植民地を領有してきた欧米諸国あるいは日本で創業され、植民地領有や経営のための国債や植民地経営の事業体、さらには軍人や公務員を対象に、大規模に事業を行ってきたような、金融・保険部門の大手企業の資本は、ほとんど例外なく植民地を起源として含むものである、と。つまり、そのような企業の資本は、植民地領有を前提として、植民地の人的・物的資源を用いた事業から利得を得た人々あるいは企業が、そのお金を資本に転換すべく投資した資本金を含んで、創業され、増資され、成長してきた。

誤解のないように強調したい。その場合、資本金のすべてが植民地を起源とするわけではない。宗主国（「本国」）と植民地とが一体となって、植民地を不可欠の一部分として帝国の経済圏を形成していた時代の諸列強において、大手金融機関や保険会社が、創業し、増資や合併・買収によって成長する場合に、植民地の資源を用いた利得によって得られた資金の投入がまったくないことは、ありえなかったのである。それは植民地経済史の視点から見れば、植民地化とともに、植民地経営・開発が行われ、人的・物的資源に関する激しい変化・移動が起こったにもかかわらず、植民地での企業創設はほとんどなく、特に金融・保険部門では、皆無であり、植民地の富は、もっぱら宗主国に移転されて資本となったという周知の事実にはほかならない。

したがって、本稿の課題を果たすためには、とりわけ後述する理由から金融・保険部門の大手企業に焦点を合わせるのであれば、それがかつての帝国主義列強の欧米もしくは日本で、そして地球上のすべての植民地がほぼ独立する 20 世紀半ばくらいまでに創業されたものかどうかを調べればよいということになる。

<多国籍企業の意味>

次に本稿が対象とする多国籍企業の意味を確認しておこう。

1970 年代以降、世界各国の大企業は、ほとんど例外なく、「二か国以上で事業を展開する企業」と UNCTAD や OECD によって定義される多国籍企業となっていった。

世界経済における多国籍企業の影響力は、すでに 1996 年の UNCTAD 報告で、「世界貿易の 4 分の 3 以上は、多国籍企業によるものであり、実際に世界貿易の 3 分の 1 以上は企

業内で行われている」と推定されていた (Ietto-Gillies 2012=2012:29)。つまり、多国籍企業は、独自の戦略をもって動く経済主体として、すでに国民国家をはるかにこえる規模で、グローバル化する人類社会の経済的権力を握る存在となっている。

<規範理論的含意と本稿の構成>

以上の説明によって、本稿の課題設定の意味が明らかになったと思う。ところで、今日の多国籍企業の資本の起源について植民地の有無を問うという本稿の課題それじたいは、事実に関する問いである。しかし、この課題設定には、規範理論的な含意がある。対象を多国籍企業にしぼり、植民地の有無に限定するという研究実践には、研究者自身のある規範的な決断が伴っている。(4)

そこで、この課題設定がもつ規範理論的な含意についても、ここで簡単に触れておこう。哲学、倫理学、法学、あるいは歴史学などの分野で、21世紀の今日になってもなお深刻な、グローバルな貧富の格差、とりわけかつての植民地地域ではなはだしい飢餓と貧困に関して、何をなすべきか、という規範理論的な問いを議論するグローバル正義論や植民地責任論が、近年盛んになっている。(5) その議論の中では、今日の経済的権力者と経済的弱者との関係の歴史的起源、あるいは経済的権力獲得と権力はく奪の因果関係にかかわる実証的問いが、きわめて重要な論点となってきている。それは、次のようにも表現できるだろう。グローバルに見た、経済的な「勝ち組」と「負け組」との間の格差の原因は何か？ いわゆる大航海時代の開始から数えてほぼ500年にわたる植民地支配は、その原因の一つなのか？あるいはそうではないのか？

したがって本稿の課題は、このような規範理論的問題の領域では次のように翻訳されるだろう。今日の多国籍企業の資本は、植民地獲得・維持の際の暴力、略奪、搾取によって今でも血塗られているか？

以下、本章に続く3つの章で、この課題に関する論証を行い、最終章で、その結果の規範理論的含意に関して、理論的展望を述べたい。

II 全多国籍企業を含む株式所有の巨大ネットワーク

<グラットフェルダーらの株式所有ネットワーク分析>

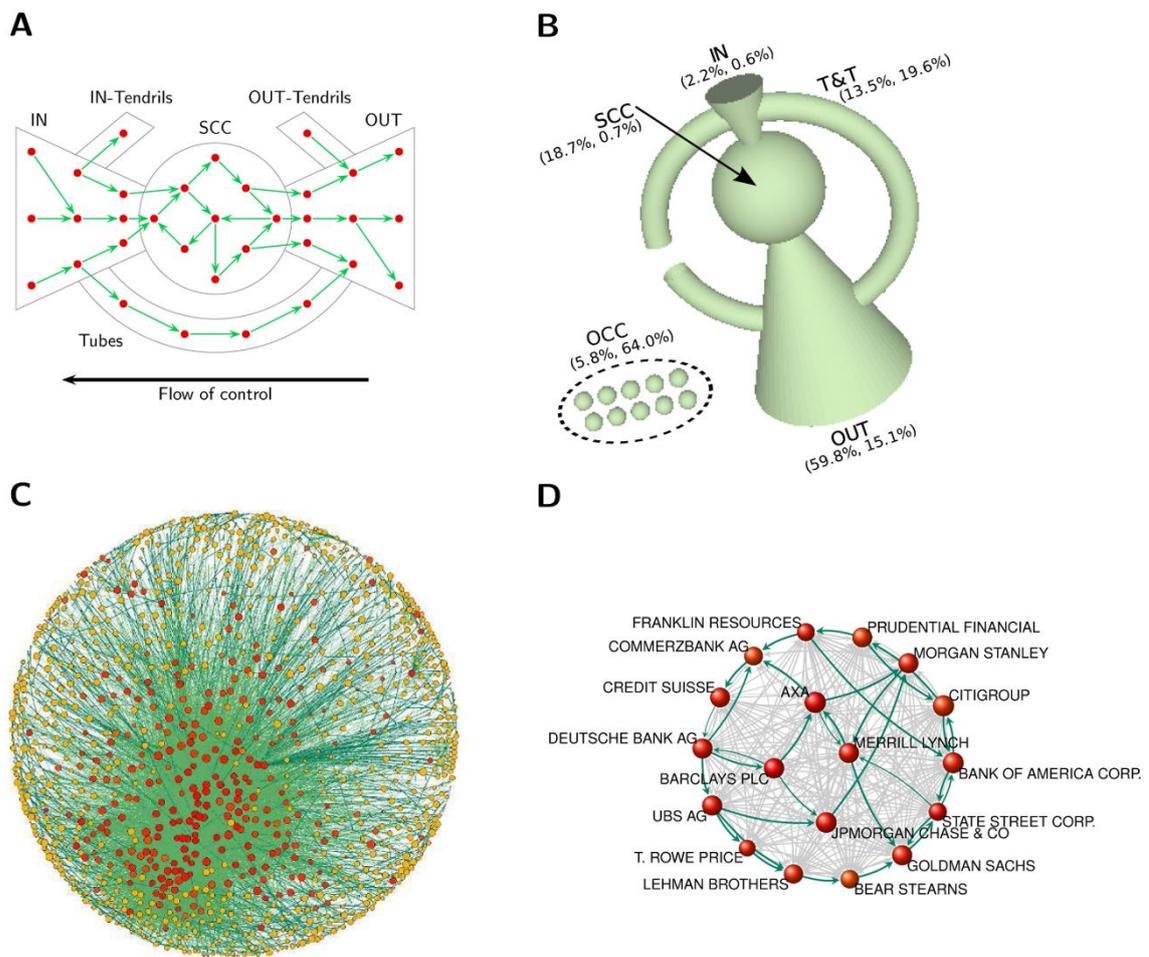
ジェイムズ・グラットフェルダーがスイスのチューリッヒ工科大学に提出した博士論文 (Glattefelder 2010) とそれに基づくヴィタリおよびバティストンとの共著の雑誌論文 (Vitali, et al 2011) は、全世界の多国籍企業を対象に、株式所有ネットワークを分析した初めての研究であるという点で、画期的なものだ。(6) それは、最近めざましい発達みせる複雑ネットワーク理論をこのテーマに応用し、世界194か国にわたる3700万の経済主体(個人や企業)について、株式所有関係、役員名簿、事業の種類や場所、事業収益(売上: operating

revenue) を記載したマーケティング用データベースの 2007 年版 (Orbis 2007) を、コンピュータ解析したものだ。

彼らはこのデータベースから、他国に 10%以上の株式を所有する子会社を持つ企業のみを、多国籍企業として選び出した。ただし、完全支配子会社がさらに完全支配孫会社を持つような場合は、そのような子会社は除外し、究極の親会社のみをピックアップした。その結果、116 か国に立地する 43,060 社(うち上場企業は 5,675 社)が浮かび上がった。この多国籍企業群には、それらを所有する 77,456 の非多国籍企業株主があり、さらに 479,992 社の子会社があり、株主、多国籍企業、子会社の三者の間には、所有関係によって複雑に絡み合う 600,508 の節 (ノード) と 1,006,987 の連結 (リンク) が検出されたという (Vitali, et al 2011: 13-15)。

第 1 図は、その結果から、43,060 社の多国籍企業群が形成するネットワーク構成 (ネットワーク・トポロジー) の概要を図示したものだ。また、第 1 表は、ネットワーク内の構成部分別に、多国籍企業、非多国籍企業株主、子会社の数と全多国籍企業事業収益 (売上) に占める比率を示す。

第 1 図 2007 年における全世界の多国籍企業のネットワーク構成



[資料出所] Vitali, et al. 2011: 4, Figure2.

[備考] 第 1 図 B のカッコ内の%の数字は、左側が全多国籍企業の事業収益に占める比率、右側が全多国籍企業数に占める比率を示す

第 1 表 2007 年における全世界の多国籍企業のネットワーク構成内での多国籍企業、非多国籍企業株主、子会社の数、および全多国籍企業事業収益（売上）に占める比率

	多国籍企業数 (%)	非多国籍企業株主数 (%)	子会社数 (%)	全多国籍企業事業収益に占める比率%
最大ネットワーク (LCC)	15,491 (36.0)	47,819 (61.7)	399,696 (83.3)	94.17
資本注入部(IN)	282 (0.7)	5,205(6.7)	129(0.0)	2.18
核(SCC)	295 (0.7)	0(0)	1023(0.2)	18.68

資本抽出部(OUT)	6,488(15.1)	0(0)	318,073(66.3)	59.85
管と巻きひげ(T&T)	8,426(19.6)	42,614(55.0)	80,471(16.8)	13.46
その他のネットワーク群(OCC)	27,569(64.0)	29,637(38.3)	80,296(16.7)	5.83
合計	43,060(100)	77,456(100)	479,992(100)	100

[資料出所] Vitali, et al.2011:5, Table 1 によって作成。

<全多国籍企業事業収益の94%を包括する巨大ネットワーク>

まず、第1図Bによって、株式所有関係でつながる全世界の多国籍企業のネットワークが、どんな形になったかを確認しよう。この図は、事業収益の大きさを反映するように作られている。そこには、一つの巨大な蝶ネクタイ(bow-tie) (というよりバケツを頭にのっけて手で支えるテルテル坊主と言いたいが) と、破線の楕円にくくられたいくつかの小さなお団子の形が現れている。小さなお団子たちは、その他のネットワーク群(OCC: Other Connected Components) に分類されたもので、全多国籍企業数の64%がこれらのネットワーク群のどれかに含まれるが、それらの事業収益をすべて合計しても、全体の5.8%にすぎない。いわば、孤立したいくつかの群小多国籍企業のネットワーク群となっている。

それに対して、巨大な蝶ネクタイ型の最大ネットワーク(LCC: the Largest Connected Component)は、全多国籍企業数の36%を含むに過ぎないが、事業収益で見れば、全多国籍企業合計の94%を占める(第1表)。この蝶ネクタイ型の最大ネットワークこそ、グローバル経済の経済資源のほとんどを支配する多国籍企業群の姿にほかならない。

その蝶ネクタイの内部構成を簡単なモデルで示したのが、第1図Aである。点は経済主体、その点をつなぐ矢印(→)は、株式所有する側とされる側を示す。第1図Aでは、左から右に向けて矢印を並べ、左側の経済主体が右側の経済主体の株式(10%以上)を所有することによって、左側が右側をコントロールするという関係が示されている。

一つのネットワークだが、蝶ネクタイの各部分は、次のような構成要素からなると分析されている。左側の羽根部分は、「資本注入部(IN: in-section)」、真ん中の蝶ネクタイの結び目部分が、「核(SCC: strongly connected component or core)」、右側の羽根部分が、「資本抽出部(OUT: out-section)」、左から右へと真ん中の核を飛び越えて進む株式所有の連鎖の部分が「管(Tubes)」、途中でその連鎖が途切れてしまった管のように見える部分が、「巻きひげ(Tendrils)」、最後の両者が「管と巻きひげ(T&T)」と名付けられている。

なお第1表の非多国籍企業株主数の欄に示されているように、「管と巻きひげ」だけで、

非多国籍企業株主数の 55%を占めている。それに「その他のネットワーク群」の 38%を加えれば、93%の非多国籍企業株主は、巨大な蝶ネクタイ・ネットワークの周辺部あるいはその外部にあることがわかる。核と資本抽出部の非多国籍企業株主はゼロである。資本注入部に 7%弱の非多国籍企業株主が見られるだけである。核と資本抽出部は、この分析に用いられたデータに現れるほどの株式所有規模で見ると、多国籍企業だけが株式を相互持合いして作り上げられた世界なのだ。

<巨大ネットワーク内の強固な核>

そこで第 1 図 B によって、蝶ネクタイの最大ネットワークの構造をみよう。前述のように、立体図形で表現された図は、経済主体間の連結線の枝のような広がりだけでなく、各経済主体の事業収益の大きさも、図形に反映されるように作られている。論文の筆者たちは、次の二点に注目している。

第一に、「すべての企業が他の企業の株式を直接および/または間接に所有」している強固に結合した核 (SCC) の存在である。これは、「乗っ取り防止戦略、取引コスト削減、リスク分担、信用の増大、企業集団としての利害の一致」のためなどとして説明されてきたが、「その起源は何であれ、市場での競争を弱めるもの」だという (Vitali, et al2011:5)。

第二に、この蝶ネクタイ・ネットワークの核はただ一つであり、それは、ネットワークの他の部分に比べて相対的に小さいが、核の内部の結びつきがきわめて強いことだ。核にあるすべての企業は、同じ核の中にある平均 20 社の他企業株を所有している。その結果、「核にある企業の株式のほぼ 4 分の 3 が、核内の企業によって所有」される企業集団となっている。核にある 295 社の多国籍企業と 1,023 社の子会社とからなる 1,318 の節 (ノード) の間には、12,191 本の株式所有による連結線(リンク)が現れるが、節を示す円の大きさに事業収益の大きさを反映させ、連結線の太さに所有関係の強さを、節の色によって所有支配する会社を黒、支配される会社を灰色として、作成されたのが、第 1 図 C である。

核内部の企業間関係については、第 1 図 C の大きな黒い点で表される事業規模の大きい多国籍企業の相互関係が重要になる。第 1 図 D は、その中でもいくつかの巨大金融機関の相互関係に焦点をあてて示したものだ。各国の著名な巨大金融機関であるばかりか、後出のネットワーク支配力ランキングの上位にあるこれらの金融機関は、あたかも財閥の株式相互持合いを思わせるような株式相互持合いによって結びついており、その内部で安定した株主構成を確保し、集団内での株式発行によって架空の資本を創出できる関係にある。

(7)

III ネットワーク内企業を支配するグローバル金融機関

<ネットワーク内企業の全事業収益に対する少数の株主への支配力の集中>

論文の著者らは、さらに、株式所有関係のネットワークを形成する企業全体の事業収益

に対する株主の支配力の集中度を計算している (Vitali,et,al.2011:6)。それによれば、全多国籍企業 43,060 社の事業収益合計のうち、実に 80%は、737 の株主がネットワークを通じる過半数株所有によって完全支配できる構造になっているという。さらにその半分にあたる全多国籍企業の実業収益合計の 40%、すなわち 21 世紀初頭のグローバル経済の経済的資源のほぼ半分近くは、蝶ネクタイ・ネットワークの中にあつてほとんどが核の部分にある上位 50 社によって完全支配されているとする。第 2 表は、その上位 50 社を示す (Vitali,et,al.2011:6)。

以上の分析から論文の著者らは、グローバルな金融の安定性に関する構造的な脆弱性と、市場での自由競争の侵害という二つの問題を提起している。つまり、巨大ネットワーク内の一部分の破綻は全体にたやすく波及し、巨大ネットワークは、一つの超巨大企業としてグローバル経済を独占支配できる構造になっているというわけである。さらに、さまざまな複雑ネットワークの実証分析から得られたネットワークを形成する主体に関する二つの一般的な観察結果、すなわち、支配力の集中による「豊かなものがますます豊かになる (rich-get-richer)」メカニズムと、支配力を集中する者どうしが結合する「豊かなものの相互結合現象 (rich-club phenomenon)」とがここでも見られたとしている (Vitali,et,al.2011:8)。

本稿の課題からは、第 2 表の原表にはないので、筆者がつけ加えておいた「創設年」と「備考」欄の系譜が問題となるが、それについて分析する前に、第 2 表から見える上位 50 社の特徴について、次の 7 点を指摘しておこう。

<全多国籍企業を支配するグローバル金融機関のネットワーク>

第一は、そのほとんどが、銀行、投資信託、保険会社などの金融機関であることだ。例外は巨大量販店のウォルマートの持株会社、もう一つは中国の石油化学工業の持株会社の 2 社だけである。なお、アメリカと日本の公的機関が一つずつ入っているが、いずれも金融部門である。

第二は、資本注入部 (IN) の企業 13 社に対して、核 (SCC) の企業は 35 社であり、ほとんどの企業が核に属している。そして資本注入部の 13 社のほとんどが投資信託であるが、核の 35 社のほとんどが銀行であり、若干の保険会社も入っている。なお、核に属する全企業の 4 分の 3 は金融機関であるとされていた (Vitali,et,al.2011:6)。資本抽出部 (OUT) の企業は皆無であり、管と巻きひげ (T&T) が 2 社入っているが、それらは例外的な上述の非金融業の 2 社である。

第三は、本社所在地でみた場合、アメリカが 24 社でほぼ半分を占めて圧倒的なことだ。それは 2 位のイギリス 8 社の 3 倍になる。3 位はフランスで 5 社、4 位は日本で 4 社、続いて、オランダ、ドイツ、スイスがそれぞれ 2 社、さらにカナダ、イタリア、中国がそれぞれ 1 社となっている。

第四は、ネットワーク内企業の実業収益総計の中で、過半数株所有の子会社によって支

配できるグループ内企業の事業収益合計が占める割合、すなわち支配力でみた場合の、ランキング上位企業間の格差だ。ランキング1~9位までの企業は、1%以上だが、10位以下は1%以下である。10位から50位までは、その値はなだらかに減少し、30位までで0.5%、それ以下ではさらに低く、50位は0.3%だ。10位以上では格差は大きく、特に1位と2位の間は、ほぼ2倍近い開き（4%と2.6%）があり、1位と9位とでは、ほぼ4倍の開きがある。

第五は、その結果、上位企業10社で、ネットワーク内の全事業収益総計のほぼ20%を支配し、11~50位の企業40社で、ほぼ20%を支配するという仕組みになっていることだ。上位10社はそれに続く40社に対して、支配力の強さの点で、4倍の力を持っている。上位50社でネットワーク内企業の事業収益のほぼ40%を支配するという核の中での支配構造には、さらにこのような格差がある。上位10企業は、核の中の核を形成しているといってもいいかもしれない。

第六は、以上の結果と第1表との対照によって、数の上では極めて少ないこの最大ネットワーク（LCC）の中での核（SCC）および資本注入部（IN）の一部企業が、全世界の多国籍企業の事業収益の9割以上を占める最大ネットワークを支配するという事態が、グローバル経済全体の中での支配力の集中を示すことが確認できることだ。

そして第七に、第1図Dに社名入りで示された相互持合いを示す株式所有のネットワークを、第2表と対照してみれば、1位のバークレイズ、4位のアクサ、5位のステイト・ストリート、6位のJPモルガン・チェース、9位のUBS、10位のメリル・リンチ、12位のドイツ銀行、13位のフランクリン・リソース、14位のクレディ・スイス、18位のゴールドマン・サックス、19位のT・ローウィ・プライス・グループ、21位のモルガン・スタンレー、25位のバンク・オブ・アメリカ、34位のリーマン・ブラザーズが、第2表の50位以内の企業に入っている。それら企業の支配力を合計してみれば、ネットワーク内企業の事業収益合計の17.25%になる。上位10社合計の20%には及ばないが、13社で17%強という支配力合計は、十分に大きな相互持合いのネットワークである。上位10社のうち6社を含むこのネットワークは、相互持合いによって核の中の核の骨格となっている。

ちなみに、50位以内には入っていない第1図Dに示された企業の中で、シティグループとベア・スターンズはアメリカの大手銀行、プルデンシャル・フィナンシャルは、アメリカの大手保険会社であり、コメルツバンクは、ドイツの大手銀行である。イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、スイスにまたがるこれらすべての多国籍企業があたかも一つの財閥のように株式相互持合いでつながっている。ついでに言えば、リーマン・ブラザーズがこの中に入っていることによって、いわゆるリーマン・ショックの影響の大きさが推し量られるだろう。2007年のこの図と表以後、ここに入ったいくつかの多国籍企業の名前が消えて、他企業に吸収されていった（第2表の備考欄参照）。

以上、全多国籍企業を支配するグローバル金融機関のネットワークの姿が、より具体的に明らかになったと思う。（8）

第 2 表 多国籍企業の最大ネットワーク内での過半数株所有による支配力ランキング上位 50 社

順位	企業名	本社所在地	NACE code による産業分類*	ネットワーク内の位置	支配力 (%)	上位社含む支配力累計 (%)	創設年	備考
1	バークレイズ BARCLAYS PLC	イギリス	6512	SCC	4.05	4.05	1896(1736, Barclays, Bevan & Tritton, 1817 Rothschild Frères)	ロンドン・シティの金細工職人銀行から始まり、18世紀の奴隷貿易金融、19世紀以後M&Aで成長。19世紀初以来のフランスのロスチャイルド銀行の後身のヨーロッパ銀行を1991年に買収。
2	キャピタル・グループ CAPITAL GROUP COMPANIES INC, THE	アメリカ	6713	IN	2.61	6.66	1931(Lovelace, Dennis & Renfrew)	ロサンゼルスで投資会社として設立、いつでも換金できる投資信託で1950年代以後急成長。
3	フィデリティ・インベストメンツ FMR CORP	アメリカ	6713	IN	2.28	8.94	1946(1930, Fidelity Fund)	ボストンで投資信託として設立、1960年代以後投資信託で急成長。
4	アクサ AXA	フランス	6712	SCC	2.27	11.21	1816	ノルマンジー地方の保険会社。1970年代以後企業買収で急成長。

5	ステート・ストリート STATE STREET CORPORATION	アメリカ	6713	SCC	1.81	13.0 2	1925 (1792 ユニオン バンク)	フランス革命戦争、絹・綿極東貿易で19世紀に急成長の銀行、米国初の投資信託会社が合併し誕生。
6	JPモルガン・チェース JPMORGAN CHASE & CO.	アメリカ	6512	SCC	1.53	14.5 5	2000 (1799 バンク・オブ・マンハッタン、 1823 ケミカル・バンク・オブ・ニューヨーク、 1871 ドレクセル・モルガン&カンパニー)	銅鉱山投資や合併・買収で成長したケミカル、1970-80年代にロックフェラーが頭取のチェース・マンハッタン、20世紀初頭にカーネギーの鉄鋼会社を買収したJPモルガンなどが、合併し、商業・投資銀行の持ち株会社へ。2008年米大手投資銀行ベアー・スターンズを買収。
7	リーガル・アンド・ゼネラル LEGAL & GENERAL GROUP PLC	イギリス	6603	SCC	1.47	16.0 2	1836	19世紀末までシェイ・オブ・ロンドンの法曹関係者への保険。以後保険業務拡大、買収で成長。
8	バンガード VANGUARD GROUP, INC., THE	アメリカ	7415	IN	1.23	17.2 5	1975 (1928 ウェリントン)	本表11位の投資信託会社を解雇されたCEOが同じペンシルヴァニア州

							ン・マネージメント)	フィラデルフィアで設立、新方式で急成長。
9	ユービーエス・エイ・ジー UBS AG	スイス	6512	SCC	1.21	18.46	1998 (1832 カーペ ンター & ヴェ ルミル イエ、 1846 シ ュロー ダー・ゲ ブリュ ーダー、 1862 ヴ ィンタ ートウ ール銀 行など)	19世紀半ば以降の工業化で、チューリッヒ拠点の銀行が20世紀初頭の合併で、スイス・ユニオン銀行、バーゼル拠点のスイス銀行コーポレーションに。両者合併直前に、イギリスのSG ウォーバーグ、アメリカのデイルン・リードやペイン・ウェバーなど19世紀設立の名門投資銀行や証券会社とも合併し成立。
10	メリルリンチ MERRILL LYNCH & CO.INC.	アメリカ	6712	SCC	0.99	19.45	1914	ニューヨークの投資銀行。2008年に破綻後、バンクオブアメリカが救済買収、バンクオブアメリカ・メリルリンチと社名変更。
11	ウェリントン・マネージメント WELLINGT ON MANAGEMENT NT CO.	アメリカ	6713	IN	0.88	20.33	1928	フィラデルフィアで設立のミューチュアル・ファンド。元CEOが1975年にバンガード(8位)を設立。

	L.L.P.							
1 2	ドイツ銀行 DEUTSCHE BANK AG	ドイツ	6512	SCC	0.84	21.1 7	1870	ドイツ帝国の海外 進出で成長し、ナ チ政権下でユダヤ 資本の接収に協 力、1948年に解体 後、57年に復活合 併、89年以後、ロ ンドンの投資銀行 モルガン・グレン フェル銀行、アメ リカのバンカー ス・トラスト、ブ リュッセルのクレ ディ・リヨネ・ベ ルギーなどを買 収。
1 3	フランクリ ン・テンプ ル・インベ ストメンツ FRANKLIN RESOURCE S, INC.	アメリ カ	6512	SCC	0.82	21.9 9	1947	ニューヨークで設 立後、1973年カリ フォルニアの投資 会社を買収し移 転、80年代以後国 際展開と M&A を 展開。
1 4	クレディ・ス イス CREDIT SUISSE GROUP	スイス	6512	SCC	0.82	22.8 1	1856	チューリッヒで設 立、1940年ニュー ヨーク支店開設、 80年代以後、ファ ースト・ボストン (1932年創立の米 投資銀行) や仏投 資銀行、米証券会 社などを買収。
1 5	ウォルトン・ エンタープラ イゼス・エル	アメリ カ	2923	T&T	0.75	23.5 6	(1962 ウォル マート)	量販店チェーンの ウォルマート創業 者家族の持株会社

	エルシー WALTON ENTERPRISES LLC								として設立され、 銀行、新聞社など も支配下に置く。
1 6	ニューヨーク メロン銀行 BANK OF NEW YORK MELLON CORP.	アメリ カ	6512	IN	0.72	24.2 8	2007 (1784 バ ン ク ・ オ ブ ・ ニュ ー ヨー ク 、 1869 メ ロン 銀 行)	米憲法起草者の一 人ハミルトンが設 立し、1920年代以 後、合併吸収拡大 のバンク・オブ・ ニューヨークと、 ピッツバーグ拠点 で南北戦争期に事 業拡大のメロン財 閥銀行の持ち株会 社の合併で成立。	
1 7	ナティクシス NATIXIS	フラン ス	6512	SCC	0.7	24.9 8	2006(18 78 バン ク ・ ポピ ュレー ル) 、 1818(ケ ス ・ デパ ー ニュ グルー プ)	慈善的性格の19世 紀後半の共同組織 の金融組合と、19 世紀初からの貯蓄 銀行の投資銀行部 門がそれぞれ合 併。2009年両親会 社合併で成立の Group BPCEの子 会社に。	
1 8	ゴールドマ ン・サックス GOLDMAN SACHS GROUP, INC., THE	アメリ カ	6712	SCC	0.66	25.6 4	1869	19世紀半ばのニュ ーヨークで手形割 引、20世紀初頭か ら株式新規公開、 1970年代以後海外 展開の投資銀行。	
1 9	T. ROWE PRICE GROUP, INC.	アメリ カ	6713	SCC	0.65	26.2 9	1937	メリーランド州バ ルチモアの投資会 社。1970年代に成 長株投資の資産運 用拡大、80年代以	

								後海外展開。
20	レグ・メイソン LEGG MASON, INC.	アメリカ	6712	SCC	0.63	26.92	1899	メリーランド州のバルチモアの投資会社。1960年代以降、資産運用で急成長。
21	モルガン・スタンレー MORGAN STANLEY	アメリカ	6712	SCC	0.64	27.56	1935 (1924 デー ン・ウ ィッ ター ・アン ド・カン パニー)	旧 JP モルガン銀行の投資部門が法制上の理由で分離した投資銀行。1997年にニューヨークの大手証券会社と合併、2008年には三菱 UFJ フィナンシャル・グループと資本提携。
22	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP, INC.	日本	6512	SCC	0.6	28.16	2006 (1880 三菱 為替 店、 1879 横浜 正金 銀行、 1656 鴻池 両替 商、 1863 布屋 両替 店、 1933 三和 銀行、 1881 伊藤 銀行、 1882 名古屋 銀行、	明治新政府の海運業を独占し首都圏で成長した三菱財閥の金融機関、政府も出資した貿易金融機関、江戸時代の両替屋などを起源とする大阪の鴻池、山口財閥が昭和金融恐慌後に合併した銀行、さらに東海地方の江戸時代以来の商人起源の伊藤財閥の銀行が第二次大戦直前に合併した銀行などが、第二次大戦後財閥解体の後に復活、1990年代以後次々に合

							1896 愛知銀行、1941 東海銀行)	併。2001 年成立の三菱東京と U F J の持株会社合併で成立。
2 3	ノーザン・ト ラ ス ト NORTHERN TRUST CORPORATI ON	アメリ カ	6512	SCC	0.56	28.7 2	1889	シカゴで富裕市民向け金融サービスを開始、第二次大戦戦争債で成長、1970 年代以後全国、80 年代以後世界展開。
2 4	ソシエテ・ジ ェネラル SOCIÉTÉ GÉENÉRAL E	フラン ス	6512	SCC	0.54	29.2 6	1864	パリのロスチャイルド家が創設し、19 世紀末以降、インドシナ、コンゴ、モロッコ関連事業に関与、第二次大戦後の国有化、80 年代民営化を経て、19 世紀以来のイギリスの投資銀行ハンブローズ買収などで拡大。
2 5	バンク・オ ブ・アメリカ BANK OF AMERICA CORPORATI ON	アメリ カ	6512	SCC	0.53	29.7 9	1998 (1874 コマー シヤ ル・ナシ ョナ ル・バン ク、 1904 バ ンク・オ ブ・イタ リア、 1914 メ	19 世紀設立のノースカロライナ州シャーロットの商業銀行と、20 世紀初頭設立のサンフランシスコのイタリア系移民のための銀行が、それぞれ合併吸収によって成長、20 世紀末に子会社の親会社買収で成立。2008 年に 20 世紀初頭以来

							リルリ ンチ)	のニューヨークの 投資銀行を買収。
2 6	ロイズTSB LLOYDS TSB GROUP PLC	イギリ ス	6512	SCC	0.51	30.3 0	1995 (1765 ロイズ 銀行、 トラス ティ ー・ 1810セ ービン グ・バン ク)	18世紀半ばにパー ミンガムで設立の 銀行と、19世紀初 頭以後の英国各地 の貯蓄銀行が1985 年に統合した銀行 との合併で成立。 スコットランドの 相互生命保険会社 買収の後、2009年 には、1695年設立 のバンク・オブ・ スコットランド、 1853年設立の住宅 金融組合ハリファ ックスの2001年 合併後のHBOS を買収。
2 7	インベスコ INVESCO PLC	イギリ ス	6523	SCC	0.52	30.8 2	1935 (1874 Germa nia Savings Bank、 1887 Citizen s Bank of Savann ah)	19世紀末にジョー ジア州アトランタ とサウスカロライ ナ州で設立された 銀行が20世紀戦間 期に合併、1950年 代以後合併で成 長、78年にその資 産管理部門の売却 で成立。88年にイ ギリスの投資会社 買収後ロンドン移 転。2007年アトラ ンタに再移転。
2 8	アリアンツ ALLIANZ SE	ドイツ	7415	SCC	0.5	31.3 2	1890	銀行家が設立した ミュンヘン再保険

								会社の役員が設立。19世紀末以来保険業で国外展開。2001年には18世紀に設立後19世紀末以来ドイツ最大級の銀行となったドレスナー銀行を買収後、2008年に売却。
29	アメリカ教職員保険・年金機構 TIAA	アメリカ	6601	IN	0.92 **	32.2 4	1918	鉄鋼会社をJPモルガンに売却後の20世紀初頭にカーネギー教育振興財団が、ニューヨークで生命保険会社として設立。大学教職員向け年金・保険サービスを展開。
30	オールド・ミューチュアル OLD MUTUAL PUBLIC LIMITED COMPANY	イギリス	6601	SCC	0.45	32.6 9	1845	ケープタウンで設立の保険・投資相互会社。1973年に南アフリカ最大の銀行を買収、80年代から国外進出、ロンドンに移転。
31	アビバ AVIVA PLC	イギリス	6601	SCC	0.45	33.1 4	2000 (1696 Hand in Hand Fire & Life Insurance	17世紀末ロンドンのコーヒーハウス、18世紀末にイーストアングリアのノーウィッチ、19世紀半ば波止場大火後のロンドンなどで生まれた火災・生命保険会社

							Society 、1797 ノーウ イツ チ・ユニ オン、 1861 Comme rcial Union)	が20世紀初頭から 合併と世界展開、 21世紀初頭大合併 で成立。19世紀末 設立のアメリカの 金融会社を2006 年に買収して12年 には売却するな ど、M&Aを展開。
3 2	シュローダー SCHRODER S PLC	イギリ ス	6712	SCC	0.43	33.5 7	1804	ハンザ同盟のハン ブルク出身の貿易・金融業者が19 世紀初頭にロンドンに移住しロシア 貿易、19世紀半ば リバプールを拠点 にアメリカからの 綿花輸入、1923年 ニューヨークで商 業銀行設立、80年 代以後M&A、イギ リス公企業民営化 事業など。
3 3	ドッジ・アン ド・コックス DODGE & COX	アメリ カ	7415	IN	0.43	34.0 0	1930	サンフランシスコ 拠点、株式投資中 心の資産運用会社 として成長。
3 4	リーマン・ブ ラザーズ・ホ ールディング ス LEHMAN BROTHERS HOLDINGS, INC.	アメリ カ	6712	SCC	0.43	34.4 3	1850	ドイツ南部出身ユ ダヤ系移民のアラ バマ州の日用品店 が、綿花取引でニ ューヨーク進出し 金融業へ。20世紀 は社債引き受けな どで成長、19世紀

								<p>以来の投資銀行ク ーン・ローブと 1977年に合併。19 世紀半ば以来の宅 配業者で世紀末に 旅行小切手、1950 年代からクレジット カード参入のア メリカン・エクス プレスが84年に買 取。2008年倒産。</p>
3 5	<p>サン・ライ フ・ファイナ ンシャル SUN LIFE FINANCIAL, INC.</p>	カナダ	6601	SCC	0.39	34.8 2	1865	<p>ケベック州モン リオールのアイル ランド系移民が設 立した生命保険会 社で19世紀末に世 界展開、1980年代 トロントに本社移 転、ボストンの資 産管理会社を買 取、21世紀はイン ド、中国、マレー シアにも展開。</p>
3 6	<p>スタンダー ド・ライフ STANDARD LIFE PLC</p>	イギリ ス	6601	SCC	0.38	35.2	1825	<p>スコットランドの エジンバラで保険 会社として設立、 19世紀末カナダ、 インド、上海、ウ ルグアイに進出、 1925年相互会社、 2006年に株式会 社化で投資会社に。</p>
3 7	<p>フランス国民 貯蓄中央金庫 CNCE(Caiss e Nationale d</p>	フラン ス	6512	SCC	0.37	35.5 7	1818	<p>19世紀初頭のパリ 貯蓄金庫に始まり、各地で労働者 階級のために設立</p>

	es Caisses d'Epargne et de Caisse Nationale des Caisses d'Epargne et de Prévoyance)							された貯蓄金庫ケ ス・デパーニュグ ループの中央機 関。2006年に投資 銀行 NATIXIS が 分離。
3 8	野村ホールデ ィングス NOMURA HOLDINGS, INC.	日本	6512	SCC	0.35	35.9 2	1925 (1918 大阪野 村銀行)	大阪の両替店がら 日露戦争と第1次 大戦の好景気で株 式仲買で成長した 野村財閥の中核銀 行の証券部門が分 離成長、戦後は東 京移転し、2001年 から持株会社に。
3 9	証券預託機関 THE DEPOSITOR Y TRUST COMPANY	アメリ カ	6512	IN	0.36	36.2 8	1973	アメリカでの有価 証券の保管や振替 などのサービス を提供する公的機 関。
4 0	マスミューチ ュアル生命保 険 MASSACHU SETTS MUTUAL LIFE INSUR.	アメリ カ	6601	IN	0.35	36.6 3	1851	マサチューセツ 州スプリングフィ ールドで19世紀半 ばの鉄道労働者や 金採掘者への生命 保険の提供で成 長、1980年代から 投資に力点、M&A で海外展開。
4 1	インターナシ ョナーレ・ネ ーデルランデ ン・グループ ING GROEP N.V.	オラン ダ	6603	SCC	0.33	36.9 6	1991 (1845 ネーデ ルラン デン保 険会社、	ハーグで19世紀半 ば設立の保険会社 が、オランダ植民 地への海外展開、 再保険事業へ、第 二次大戦後急成

							1762 ベアリングス銀行)	長、1980年代以後合併で成立以後は、破産した18世紀以来のイギリス投資銀行ベアリングス銀行ほか、各地で買収を展開、2007年金融危機で経営困難となり保険・資産運用部門がNNグループとして分離。
4 2	ブランドス・インベストメント・パートナーズ・エルピー BRANDES INVESTMENT PARTNERS, L.P.	アメリカ	6713	IN	0.33	37.2 9	1974	カリフォルニアのブローカーが設立した投資顧問、資産運用会社。アメリカとカナダを拠点に世界展開し、収益優先の立場から経営へ介入も展開。
4 3	ウニクレディット・イタリアーノ UNICREDITO ITALIANO SPA	イタリア	6512	SCC	0.32	37.6 1	1998 (1827 Cassa di Risparmio di Torino、1870 Banca di Genova)	15世紀の修道会の質屋起源の銀行、19世紀以来の各地のイタリア諸銀行、18世紀以来のドイツの銀行、19世紀以来のオーストリアの銀行の合併で成立。2008年改称、東欧展開・合併でイタリア最大銀行に。
4 4	預金保険機構 DEPOSIT	日本	6511	IN	0.32	37.9 3	1971	政府、日銀、民間金融機関の共同出

	INSURANCE CORPORATI ON OF JP							資で破綻機関の援助・預金者保護の実施機関。 1992~2008年で181金融機関に資金援助。
4 5	フェライニギ ンク・エイゴ ン VERENIGIN G AEGON	オラン ダ	6512	IN	0.32	38.2 5	1978 (1844 Algeme ene Friesch e、 1859Nil lmij)	19世紀半ばのオランダ各地、東インド植民地官僚・軍人向け葬儀保険会社が、20世紀前半に業務拡大と合併、後半に合併と海外展開、80年代以後のM&Aの展開。
4 6	BNP パリバ BNP PARIBAS	フラン ス	6512	SCC	0.31	38.5 6	2000 (1848 CNEP, 1872パ リバ)	19世紀初めからアムステルダム、ロンドン、パリなどを結ぶ銀行家、19世紀半ばのフランスの諸銀行が20世紀になって合併し形成。
4 7	アフィリエイ テド・マネー ジャーズ・グ ループ AFFILIATED MANAGERS GROUP, INC.	アメリ カ	6713	SCC	0.32	38.8 8	1993	マサチューセッツ州ビバリーの専門特化したブティック型投資運用会社から始まり、M&Aの顧問で世界展開。
4 8	りそなホール ディングス RESONA HOLDINGS, INC.	日本	6512	SCC	0.3	39.1 8	2002 (1918 大阪野 村銀行)	第1次大戦後設立の大阪拠点の野村財閥の中核銀行の大和銀行、大戦中の大阪の無尽の合

								併からの近畿大阪銀行、大戦中の埼玉の貯蓄銀行や地方銀行合併起源の協和銀行と埼玉銀行の合併によるあさひ銀行が、2002年に統合。
49	キャピタル・グループ・インターナショナル CAPITAL GROUP INTERNATIONAL, INC.	アメリカ	7414	IN	0.3	39.48	1987	第2位のキャピタル・グループの子会社。ロサンゼルス拠点の持株会社で世界各地に多くの資産運用会社を持つ。
50	中国石油化工集団（シノペック・グループ） CHINA PETROCHEMICAL GROUP CO.	中国	6511	T&T	0.3	39.78	1998	中国の原油採掘・石油関連企業を二つに統合する改革で生まれたうちの一つで国有持株会社。世界各地の石油関連企業を買収。

*2008年まで EU 統計で用いられた NACE code Rev.1.1 による。産業分類は以下の通り
(http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/NACE_background)。

2923 Manufacture of non-domestic cooling and ventilation equipment (業務用空調機製造)

6511 Central banking (中央銀行)

6512 Other monetary intermediation (その他通貨仲介)

6523 Other financial intermediation n.e.c. (その他金融仲介)

6601 Life insurance (生命保険)

6603 Non-life insurance (生命保険以外の保険)

6712 Security broking and fund management (証券仲買・資産運用)

6713 Activities auxiliary to financial intermediation n.e.c. (その他金融仲介付帯活動)

7414 Business and management consultancy activities (事業・経営コンサルタント)

7415 Management activities of holding companies (持株会社経営管理)

第 15 位のウォールマートの持株会社が、業務用空調機製造に、第 50 位の中国の石油関連企業の持株会社が中央銀行と分類されているが、原表のとおりにしておいた。

**この数値は、原表の累積数値から計算したもの。これが正しければ支配力ランキングは 11 位になり、この表での 11 位のウェリントン・マネージメントが 12 位になり、それ以下の各社も同様に 1 位だけ格下げになる。本表では原表のままにしてある。

[資料出所] Votali, et al 2011:33、ただし各社の支配力は原表の累積数値から計算し、創設年、備考欄は、各社の公式サイトなどで筆者作成。

IV 支配的グローバル金融機関における資本の植民地的起源

<植民地領有時代に設立された上位 50 社の 9 割>

次に、第 2 表をもとに、資本の植民地的起源を分析するために筆者が作成した第 3 表をみよう。

第 3 表 最大ネットワーク内支配力ランキング 2007 年上位 50 社の前身の業種別創設時期

	15 ~ 16 世紀	17 世紀	18 世紀	19 世紀前半	19 世紀後半	20 世紀前半	20 世紀後半	合計
銀行	(43)	(22), (26)	1,(5),6,16, 26,(28),41	9,32,37,43,46	12,17,18,22, 24,25,27,34	10,38,48		21(5)
保険会社		(31)	7,31	30,36,41,45	28,35,40	4		10(1)
投資信託					20,23	2,3,5,8,11, 13,19,21,29, 33,49	42,47	15
その他							15,39, 44,50	4
合	(1)	(3)	7(2)	9	12	16	6	50(6)

計								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

[資料出所] 第 2 表によって作成。

[備考] 表中の数字は、合計の欄以外は、第 2 表のランキングを示す。合併以前の前身の創設時期を示した企業が 6 社あり、() で示した。なお、上位 10 社を太字で示してある。

第 3 表によって、21 世紀初頭のグローバル経済の大半を支配するグローバル金融機関からなる支配力ランキング上位 50 社のうち、ほとんどが、20 世紀半ばまでに欧米および日本で設立されたものであり、その資本の源泉として、植民地からの利得を不可避免的に含むものであることが明らかになる。すなわち、上位 50 社のうち 44 社 (88%) が、20 世紀前半までの時期に設立されている。

設立時期の趨勢についてより詳細にみれば、上位 50 社に入る今日の銀行あるいは保険会社の前身については、15~17 世紀にまでさかのぼれるものの、直接の設立が始まったのは 18 世紀以降であり、18 世紀 7 社 (14%、前身を入れれば 9 社)、19 世紀前半 9 社 (18%)、19 世紀後半 12 社 (24%) となっている。つまり、上位 50 社の半分強の 28 社 (56%) は、19 世紀末までに設立されている。そして 20 世紀前半に、16 社 (32%) が設立され、今日の事業収益支配力からみた多国籍企業上位 50 社のほぼ 9 割が出そろったのである。

さらに業種別の創設年を見れば、その内実についてイメージを得ることが出来る。銀行創設のピークが 18 世紀から 19 世紀後半までであり、続いて保険会社設立のピークが 19 世紀前半、そして投資信託会社創設のピークが 20 世紀前半、となっている。銀行、保険会社、その上に投資信託という構造のもとに、植民地と列強諸国に分断された人類社会のあちこちから集められ富が、列強諸国のこれら金融機関に集められ、資本として機能させられながら集積、集中されていった経緯がみごとに示されているかにみえる。太字で示された上位 10 社の登場にも、このような全体の趨勢が反映されている。

V 結論と展望—21 世紀の多国籍企業の植民地責任

<結論>

以上、本稿ではまず、2007 年の全世界の経済主体に関するデータベースを対象に、株式所有関係と、事業収益に対する支配力について分析した論文の成果から、次の二点を紹介した。第一に、全多国籍企業の事業収益合計の 94% を占める、株式所有関係でつながる多国籍企業間の巨大ネットワークが検出できること。第二に、そのネットワーク内多国籍企業の事業収益合計の 40% は、直接・間接の過半数株所有によって事業収益を完全支配できる支配力の点で上位を占める 50 社—そのほとんどが、銀行、保険会社、投資信託などのグローバル金融機関—によって完全支配されていること。

そのうえで、その上位 50 社の系譜と創業年を分析し、その 9 割は、20 世紀半ばまでに

欧米および日本で設立されたものであり、その資本の源泉として、植民地からの利得を不可避免的に含むものであることを示した。

以上の分析から、21世紀の多国籍企業の資本の起源に植民地が入っているか、という本稿の問題提起に対して、次のように結論づけることができる。

株式の相互所有によってほとんど単一のネットワークを形成するに至った21世紀初頭の多国籍企業の中にあって、その全事業収益の4割近くを完全支配し、ネットワーク全体を支配する多国籍企業集団の核となっているグローバル金融機関（銀行、保険会社、投資信託）44社の資本の起源には、明らかに、植民地が入っている。

<結論の規範理論的含意>

以上の結論は、規範理論の文脈では、次のように翻訳できる。今日の多国籍企業全体の中心的、支配的企業集団となっているグローバル金融機関の資本は、植民地獲得・維持の際の暴力、略奪、搾取によって血塗られている、と。したがって、今日のグローバル経済の中で、かつてないほどの経済的権力を握る多国籍企業ととりわけグローバル金融機関は、過去の植民地支配からの利得に関して、倫理的、道義的責任を免れ得ない。

この結論は、現代世界でかつてない経済的権力を握る全多国籍企業の植民地責任を確認したうえで、全多国籍企業を巻き込んだグローバルな制度的改革によって、貧困問題解決への実効的な政策を立案し、実現していく展望を得るために重要である。なぜなら、世界貧困に関するグローバル正義論、さらに植民地責任論は、次のような限界に直面しているからだ。

世界貧困に関するグローバル正義論についていえば、これまでの議論では、多国籍企業の責任について触れられることはほとんどなかった。Wettstein2009は、多国籍企業の権力に注目し、権力を持つ者の責任として、多国籍企業が持つ正義への責任の問題を提起した点で、画期的なものだ。しかし、多国籍企業の植民地責任は、まったく視野の外にある。もっとも植民地責任の問題が視野の外にある点では、神島2014のWettstein2009に関する優れた整理も、さらにフェアトレードやCSRや責任ある投資の議論、さらに一般的な開発論や貧困削減論のみならず批判的開発論の場合も同様だ（さしあたり岡野内2015参照）。

もっともPogge2008=2010は世界の貧困問題に関して先進国のかつての植民地支配の道義的責任を提起し、それを社会構造の変革の責任につなぎ、具体的には天然資源への国際課税による税収から貧困国への援助増額を提案した。だが、そこでは国家の責任が焦点とされてしまい、今日の多国籍企業の責任は視野の外におかれてしまう。

植民地責任論の場合もポグゲの議論と同様だった。植民地獲得と支配の国家責任を問うことに照準を合わせた「植民地支配責任」に対して、国家以外の法人や個人の植民地支配からの利得と加害の責任をも含めて問う、より広い「植民地責任」論が永原編2009によって提起されたことは、一つの前進であった。その結果、奴隷貿易や、ナチス政権の占領支配を含めた植民地支配期の強制労働に関して、今日の企業の責任を問う裁判を視野に入れ

た議論が展開された。しかし、アフリカからの奴隷貿易やある特定政権のもとでの強制労働のような特定の歴史的な不正義についてではなく、人類史上の植民地支配一般に伴う暴力を前提とする略奪と搾取との全体について、さらに個々の企業だけでなく、今日の多国籍企業の全体に対してまで、その責任を問う議論が拡張されることはなかった。

そして社会学者トーピーの研究（Torpey2006=2013）に典型的に見られるように、植民地独立後の政治経済状況の混乱と、歴史を問題にせず多国籍企業の戦略的行動を視野に入れない開発論主流の理論構成に幻惑され、今日の世界貧困と植民地支配との因果関係に懐疑的になり、植民地責任の追及を「賠償政治」の追求として矮小化し、未来志向の構造改革の必要を主張する一方で、歴史的な不正義を問題にすることに懐疑的になる傾向がみられる。(9)

それに対して Young2011=2014 は、歴史的な不正義を問題にすることにあくまでもこだわりつつ、これら未来志向の構造改革論を包摂する「正義への責任論」を提起した。(10) とはいえヤングの議論も、今日の世界経済において構造的な意義を持つ多国籍企業全体の責任と、植民地支配に伴う歴史的な不正義に関する植民地責任とを結びつけることに成功しているわけではない。今日の規範理論の議論の現状は、ようやく多国籍企業の行動とその歴史が視野に入ってきたものの、資本という独特な社会関係の成立の規範的な意味を問題にするところまでいってないと言わざるを得ない。本稿は、全多国籍企業が事実上一体化し、その資本の起源が植民地時代にさかのぼれることに着目して、植民地責任をヤングの言う「帰責モデル」によっても論証できることを示した。したがって、ヤングの問題提起はさらに補強され、全多国籍企業を対象とする制度改革の必要性がさらに強力な規範的要請として論証されたことになろう。

<展望—マルクスの植民地責任論と株式会社・信用論を越えて>

興味深いことに、19世紀のマルクスは、当時の大企業の資本金の植民地的起源という事実を『資本論』末尾の本源的蓄積論で詳細に指摘するだけでなく、その事実が当事者たちに対して持つ規範的意味、すなわち正義への責任についても突っ込んだ指摘をしていた。(11)

マルクスの議論は、グローバル正義論でも、植民地責任論でもまったく注目されていない。しかし、それは植民地概念を転換・拡張し、両方の議論をつなぐ展望をひらくものだ。また、19世紀半ばにイギリスで成立した近代的な有限責任の株式会社制度のもとにあった当時の大企業資本が達成しつつあった人類史的な生産力と技術の発展という事実を踏まえて、植民地支配に伴うあらゆる暴力という歴史的な不正義に対する現存世代の責任を明確にし、グローバル正義実現への実践的指針を示すものと読むことができる。

すなわち、イギリスを例証として議論するとしながらも、断固としてグローバルな視野を堅持するマルクス『資本論』の独自の本源的蓄積論では、植民地概念が、単に異民族によって征服された土地といった意味から、生産者が生産手段から暴力的に切り離される場

という意味に転換されている。そのことによって、植民地化の概念は、暴力的な生産者と生産手段との切り離しとその維持という概念とされ、民族や国家を超えた普遍的なものとなる。それは、有名なハーバーマスの「システムによる生活世界の植民地化」テーゼを、グローバルなものとして植民地問題に引き付けて解釈しなおすことにもなるだろう。その結果、狭い意味の植民地において生産手段の所有権を失った人々から、植民地宗主国内部で生産手段を奪われて賃金労働者階級となった人々までをも包摂しうるグローバルな「植民地化」の暴力の共通の犠牲者の姿が示される。同時に、このようなグローバル暴力の受益者として資本の所有者である資本家階級の姿も示される。

だが、すでに 19 世紀半ばのマルクスの時代でも、資本家階級の具体的な姿は、非暴力的で合法的な手段で「資本家がほかの資本家の資本を奪う」激しい相互の競争（資本の集中）によってダイナミックに変貌しつつあった。マルクスが「資本家的共産主義」と呼んだ有限責任の株式会社の形をとる資本家たち、その中でも実質的な会社の支配権を握る過半数株を支配できる株主たちが、グローバルな植民地化の最終的な受益者として登場しつつあった。

「資本家的蓄積の歴史的傾向」と題する章で、マルクスは次のように書いている。(12)

生産手段が少数の大企業のもとに集中し、社会的に必要な労働だけが適切に配置されうるようになってくるにしたがって、ついには、生産の仕組みがいつまでも資本家的企業という殻をかぶったままではいられなくなる時がくる。その殻は、ちりぢりになって弾け飛ぶ。資本家的企業の私的所有権の終わりの時がくる。公共のために掲げて収用を行ってきた資本家的企業が、こんどは収用されるのだ。(Marx1887 : Ch.32)

この文章を、彼の本源的蓄積論での資本家的大企業の資本の植民地起源論を踏まえた、マルクスの植民地責任論であると解したい。過去の不正義に対して責任を取るということは、被害への補償だけでなく、再発を防ぐために未来に向けて何をするかの表明でなければならないからだ。(13) この文章の直前には、資本家的大企業が作り出す共同性、科学性、効率性、合理性、包括性を愛するゆえに、その同じ資本家的大企業の利潤追求の仕組みゆえに、資本家的大企業が生み出す分断、非科学性、無駄、非合理性、排除に対する反乱を大きくしていくであろう「常に増加する働く人々の階級」の登場が指摘されていた。ここでは、そのような人類規模のグローバルな生産の当事者に向けられたかのように、反乱の先の新しい仕組みの見通しが、簡潔に述べられている。

植民地時代の暴力的な略奪を始めとし、資本家と賃金労働者との間での取引による合法的で非暴力的だが不当な労働の成果の奪い取り（剰余労働の搾取）、そして、資本家による他の資本家の資本の奪い取り（資本の集中）という、三重の奪い取りによって、地球上の主な生産手段のほとんどを所有し、生産手段を奪われたことであらゆる苦難にさらされる全人類のほとんどの人々と対立する、株式会社の形をとる少数の資本家的大企業。その大

企業の資本金である株式の過半数の所有権を根拠に、全人類の苦難を放置するのが、それら大企業の過半数所有株主たちである。したがって、これらの大企業の過半数株式の私的な所有は、もはや時代にあわないものとして禁止され、人類全体の公共の目的のために収用されるべきだ。こうして、グローバルに活動する大企業が全人類の福祉を目的とする公企業となって、全人類がそれをコントロールしてその果実を享受することができるようになったとき、植民地時代に始まる資本の本源的蓄積による人類史的な奪い取りに対する正義回復が果たされることになる。マルクスのこの文章が社会主義的国有化を展望するという伝統的な解釈ではなく、本論文の分析を踏まえ、このような読み方をしたい。

もっともマルクスは、その公企業について具体的なことは何も書いていない。筆者は、あらゆる多国籍企業は、その過半数株式を人類全体の共通遺産とし、その遺産を人類全体で管理する基金のもとに移管すべしと規定する国際条約を当面の実践的目標として考えている。それに基づいて「人類遺産相続基金」を設置し、人類個々人が相続した共通遺産であり、共有物であるその基金に管理される株式資本からの配当収益を分配するやり方として、全人類個々人へのグローバル・ベーシック・インカムを保証を考えている（岡野内2016a,b,c,Okanouchi2016、2017）。その詳細については、別稿で展開したい。

注

(1) 植民地支配や奴隷制などの歴史的不正義に取り組んだ政治哲学者ヤングは次のような事実に注意を向けている。「カリフォルニア州では、州と取引のある保険会社は、奴隷という形をとった財産に対する財産に対する損害には保険をかけなかったことを立証することが義務づけられている。シカゴ市では、ビジネスを行うすべての会社に、その社史において奴隷制から利潤を得たかどうかを情報開示する、宣誓供述書の提出が義務づけられている。奴隷制から利潤を得た企業に対して損害賠償を求める訴訟は、近年になって起こされてきている。そうした法や裁判は、合衆国法が企業を人格としてみなすという事実を活用している。ある訴訟では、こうした「人格」の生命は何百年にも及ぶ。ここには責任の帰責モデルが潜在的に作用している。責任があるとされた行為者は、百年以上も前に奴隷制や奴隷所有者たちと関わるビジネスを行っていたのと同じ行為者であり、そして、それを立証する記録があるのだ。」(Young2011=2014:268-269) このような動向は、今日の企業の資本使用の結果を問うものであり、資本の起源を問うものではない。しかし、その一歩先に、資本の起源問題があることはまちがいない。ここで触れられているアメリカの奴隷制に対する賠償問題、さらにアフリカ植民地支配のイギリス企業、ナチス時代のドイツ企業や大日本帝国時代の日本企業のもとでの強制労働に関する補償問題などについては、さしあたり Torpey2006=2013、永原編 2009 を参照されたい。

(2) たとえば、日本の企業の系譜について、神戸大学経済経営研究所附属企業資料総合センターは、日本の多国籍企業 62 社に関する「多国籍企業系譜図」(<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/center/cdal/takokuseki/keifuzu.html>)、さらに東証一部上

場の1,089社を中心とするより詳細な矢倉伸太郎、生島芳郎編『主要企業の系譜図』雄松堂出版、1986も公刊している。また1946年以後の日本の主要企業272社に関する企業資料データベースなどを収集し公開している。

(3) 強調点をミクロな要因に置くかマクロな要因に置くか、あるいはシステム的变化の動因の違いから多くの論争があったが、植民地が16世紀以後の世界経済の不可欠の一環であったことは、経済史研究者にとっては自明の歴史的事実となっている。たとえば筆者自身も、共同執筆に参加した入江節次郎編1997を参照。

(4) ハーバーマスは、『理論と実践』、『認識と関心』、『事実性と妥当性』などの論文集で、さまざまな角度から事実の究明と規範的実践との関連の解明に取り組んできたが、最近邦訳の出した論文集 Habermas1999=2016 には、この点で明確な定式化がある。

(5) 世界の貧困に関する欧米のグローバル正義論の基本文献は、ほとんど翻訳されている。Pogge2008=2010 と Singer2010=2014 は、全面的に世界貧困問題に関する本であり、実践的な提案も含む。O'Neill2000=2016, Singer2004=2005, Miller2007=2011, Nussbaum2007=2012 は、グローバル正義論の重要なトピックとして世界貧困問題を扱っている。これらの論者は、相互に激しい論争を行っており、世界貧困論争に絞った紹介として、馬淵 2015 が便であり、伊藤 2010 にも論争への言及がある。井上 2012 は、グローバル正義論の5つの問題系として、正義理念の存立可能性に加えて、人権と主権、世界貧困、武力行使、秩序形成という4つの問題系を設定し、論争介入的にグローバルな正義理念に基づく諸国家の秩序形成論を展開している。世界貧困については、ポグゲ支持の立場からミラー批判などを展開しており興味深いが、多国籍企業の問題は視野に入っていない。Wettstein2009 は、多国籍企業の問題を視野に入れてグローバル正義論を論じた画期的な労作だが、後述のように歴史的視野に欠ける点が惜まれる。神山 2014 はそれを丁寧に紹介している。国際関係論から正義論を紹介する押村 2008 も、世界貧困論争に触れている。

植民地責任論については、永原編 2009 が参照されるべきだが、同書は植民地責任論を規範理論として提起しているわけではなく、「法学的議論」や「哲学的正義論」とは一線を画して、「植民地主義の歴史をめぐる人々の理解や認識の変化を探り、それを現代史になかに位置づけて捉える」(永原編 2009 : 29) ことを課題としている。社会学者による Torpey2006=2013 もほぼ同様の立場から、「賠償政治」の展開として、植民地支配の責任に関する世界の動向を分析している。規範理論の側から植民地責任を含む歴史的不正義に取り組む文献として、Young2011=2014 が鋭い問題提起をしている。宇佐美 2011 は、グローバル正義と歴史的不正義について、賠償義務論に関する論争を紹介しているが、やはり自然人の寿命を越えて存続する法人である多国籍企業の問題が視野にないために、懐疑的になっているかに見える。

(6) 重役兼任分析に関する全世界を対象とする研究は、すでに1990年代からの蓄積があり、21世紀初頭の多国籍企業を対象に、世界経済フォーラムなどの政策集団の理事との兼任まで視野に入れて兼任ネットワーク分析を行い、トランスナショナルな資本家階級の事

実上の形成を結論づけた Carroll2010 もある。理論的には、株式所有ネットワーク分析はそのような研究には不可欠なはずだが、複雑ネットワーク分析としての技術的な困難もあってか、手付かずであった。同書では、グラットフェルダラーらの論文の成果は用いられていない。管見の限り日本ではその紹介がないが、筆者はスーザン・ジョージの著作を検討する際に、彼女の紹介を通じて注目し、コメントしたことがある。岡野内 2015 を参照。

(7) このような企業間関係あるいは株式所有で結びつく企業集団については、一国単位までであれば膨大な研究蓄積があり、それらを踏まえてこのようなグローバルな多国籍企業集団の形成を分析することは今後の課題となっている。基本的な問題状況としては、企業集団研究に関する坂本他編 1996、1998、2000、さらに日本の「法人資本主義」分析に従事してきた著者による、奥村 2005、2008、また金融機関と企業集団関係とともに日本の六大企業集団について 21 世紀転換期の崩壊・再編まで分析した鈴木 1998、2008 などを参照されたい。

(8) アメリカを舞台とするグローバル金融機関のリーマン・ショック直前の様子について、Sorkin2010=2014 のようなノンフィクションは、イメージを得るのに役立つ。

(9) トーピーらに強い影響を与えたこの議論の代表的な例は、ハワード＝ハスマンのアフリカの植民地化に対する補償への反対論 (Howard-Hassmann2003,2008) であり、それは Torpey2006=2013 およびその訳者解説、宇佐美 2011、さらに Young2011=2014 にまで反響している。ハワード＝ハスマンの議論について筆者はかつて岡野内 2016c:28-29 において、「西欧はアフリカの貧困に対して責任があるか」という課題設定の仕方そのものがもつ方法論的ナショナリズムの限界を指摘したことがある。

(10) ヤングは、注(1)で引用したシカゴ市の条例について、次のように言う。「この条例は、企業を非難することを目的としていると考えられるかもしれないが、わたしは、この条例は、学校や大学だけではなく、商業・産業事業においてもまた、アメリカ人に奴隷制の歴史的不正義についての公的議論を奨励する動きのひとつと解釈されたほうがよいと考えている。」(Young2011=2014 : 277-278)

(11) 「帰責モデル」でとらえられない正義への責任をすくいあげようとする Young2011=2014 の「社会的つながりモデル」の責任論は優れている。ただし、同書第 6 章でのマルクス論は、ルカーチらの物象化論にひきつけすぎのように思える。観察者の視点と当事者の視点とを同時に読み込んで、システム論と行為論とをつなぐ展望を示していると読み込む Hauke Brunkhorst の手稿に依拠する Habermas1981=1987:下巻 333 のマルクス論は、それを免れている。資本の独自性を踏まえた、資本にかかわる規範理論研究は重要な課題となっている。

(12) これまでの解釈と翻訳は、この引用文で筆者が訳した「資本家的企業の私的所有権の終わり」と資本家的企業の公共目的のための「収用」について、ロシア革命後のソビエトの政策にひきつけて、プロレタリア独裁の国家がすべての企業を接収する社会主義的国有化と解してきた。しかし、ソビエト型社会主義の失敗とその後のグローバル企業の実態

を念頭に、本稿の問題関心をもって読めば、本稿のように訳し、解釈することも、十分に可能なのである。念のために原文を掲げておく。

Centralisation of the means of production and socialisation of labour at last reach a point where they become incompatible with their capitalist integument. This integument is burst asunder. The knell of capitalist private property sounds. The expropriators are expropriated. (Marx1887 : Ch.32)

(13) トーピーの未来志向論は、歴史的不正義否定論に傾くが、その必要はない。ファノン批判を含め、Young2011=2014 参照。

[参照文献]

Carroll, William K., 2010, *The Making of a Transnational Capitalist Class: Corporate Power in the Twenty-first Century*, Zed Press.

Glattfelder, James B., 2010, *Ownership Networks and Corporate Control: Mapping Economic Power in a Globalized World*, A dissertation submitted to the ETH ZURICH for the degree of Dr. sc. ETH Zürich (Diss. ETH No. 19274).

(https://www.sg.ethz.ch/media/medialibrary/2013/12/james_glatteth-2007-02.pdf
2015年1月30日取得)

Habermas, Jürgen(ユルゲン・ハーバーマス),1981, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Mein : Suhrkamp(丸山高司他訳『コミュニケーション的行為の理論』(上)(中)(下), 未来社, 1987年).

——, 1999, *Wahrheit und Rechtfertigung: Philosophische Aufsätze*, Suhrkamp Verlag (ユルゲン・ハーバーマス著、三島 憲一他訳『真理と正当化: 哲学論文集』法政大学出版局、2016年)

Howard-Hassmann, Rhoda E., 2003, “Moral Integrity and Reparations to Africa,” in Torpey(Ed.)2003:193-215.

——, 2008, *Reparations to Africa*, University of Pennsylvania Press.

Ietto-Gillies, Grazia, 2012, *Transnational Corporations and International Production: Concepts, Theories and Effects*, Second Edition, Edward Elgar. (グラツィア・イエット・ギリエス著 井上 博監訳『多国籍企業と国際生産—概念・理論・影響』2012年、同文館出版)

井上達夫 2012『世界正義論』筑摩書房.

入江節次郎編 1997 『世界経済史—世界資本主義とパクス・ブリタニカ』ミネルヴァ書房.

伊藤恭彦 2010『貧困の放置は罪なのか—グローバルな正義とコスモポリタニズム』人文書院.

神島裕子 2014「多国籍企業の政治的責任」宇佐美編 2014 : 197-218.

馬淵浩二 2015『貧困の倫理学』平凡社新書.

- Marx, Karl, 1887, *Capital: A Critique of Political Economy, Volume 1, Book One The Process of Production of Capital*, (Translated by Samuel Moore and Edward Aveling, edited by Frederick Engels), 以下のオンライン版を 2017 年 9 月 7 日に取得 (<https://www.marxists.org/archive/marx/works/1867-c1/>).
- Miller, David, 2007, *National Responsibility and Global Justice*, Oxford University Press(デイヴィッド・ミラー著、富沢克他訳『国際正義とは何か—グローバル化とネーションとしての責任』風行社、2011 年)
- 永原陽子編 2009 『「植民地責任」論—脱植民地化の比較史』青木書店。
- Nussbaum, Martha C., 2007, *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, Belknap Press: An Imprint of Harvard University Press (マーサ・C. ヌスバウム著、神島 裕子訳『正義のフロンティア—障害者・外国人・動物という境界を越えて』法政大学出版局、2012 年)
- 岡野内 正, 2004, 「代替開発戦略覚書—D.コーテンにおける階級、ジェンダー、ネーション、エコロジー、公共圏—」上・下『アジア・アフリカ研究』376:2-28, 377:15-26.
- , 2006, 「植民地化不正義審判所の可能性—最近の先住民研究に触発されての一試論—」『アジア・アフリカ研究』382:2-37.
- , 2008, 「パレスチナ問題を解く鍵としてのホロコースト(ショア)とナクバに関する正義回復(リドレス)」上・中・下『アジア・アフリカ研究』389:16-30, 390:2-13/64, 392:55-84.
- , 2009, 「<民族>を超える<部族>:『暴力の文化』を克服する公共圏の創出」佐藤成基編『ナショナリズムとトランスナショナリズム』法政大学出版局。
- , 2015, 「飢餓と貧困を放置する人類史の流れをどう変えるか?—ジェフリー・サックス、ヴォルフガング・ザックス、スーザン・ジョージの近著をめぐって—」(上)(下)『アジア・アフリカ研究』55(1), 57-93; 55(2), 35-67.
- , 2016a, 「中東と世界の未来のために—歴史的正義回復に向けた市民運動を」長沢栄治・栗田禎子編『中東と日本の針路—「安保法制」がもたらすもの』大月書店、第 19 章所収。
- , 2016b, 「グローバル企業の過半数株を人類遺産相続基金へ!—グローバル・ベーシック・インカム財源論の最前線」『季刊アジェンダ』2016 年秋季号, 37-46.
- , 2016c, 「すべてのグローバル企業株式を人類共同遺産に!—中東・日本発の反グローバルリゼーション・歴史的正義回復運動の可能性」『日本の科学者』51(11), 24-29.
- Okanouchi, Tadashi, 2016, “Global Basic Income as a Starting Point for Redress of Historical Injustices; With Special Attention to Peacebuilding in East Asia,” Paper Presented for BIEN 2016 Congress, Held in Seoul, July 2016.
- , 2017, “Global Basic Income or Human Heritage Dividend: Colonial Origin of the Share Capital of All Major Transnational Corporations (TNCs), and the Best Way to

- Purify their ‘Original Sin’,” Paper Presented for BIEN 2017 Congress, Held in Lisbon, Portugal, September 2017.
- 奥村 宏、2005、『最新版 法人資本主義の構造』岩波書店。
 ——、2008、『会社はどこへ行く』NTT 出版。
- O'Neill, Onora, 2000, *Bounds of Justice*, Cambridge University Press (オノラ・オニール著、神島裕子訳『正義の境界』みすず書房、2016年)。
- 押村高 2008『国際正義の論理』講談社。
- Pogge, Thomas W., 2008, *World Poverty and Human Rights, Second Edition*, Polity (トマス・ポッグ著、立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか—世界的貧困と人権』生活書院、2010年)
- 坂本 恒夫・佐久間 信夫編、企業集団研究会著 1996『企業集団研究の方法』文真堂。
 ——、1998『企業集団支配とコーポレート・ガバナンス』文真堂。
 ——、2000『企業集団と企業間結合の国際比較』文真堂。
- Singer, Peter, 2004, *One World: The Ethics of Globalization, Second Edition*, Yale University Press (ピーター・シンガー著、山内友三郎他監訳『グローバリゼーションの倫理学』昭和堂、2005年)
 ——、2010, *The Life You Can Save: How to Do Your Part to End World Poverty*, Random House Trade Paperbacks (児玉 聡他訳『あなたが救える命: 世界の貧困を終わらせるために今すぐできること』勁草書房、2014年)。
- Sorkin, Andrew Ross, 2010, *Too Big to Fail: The Inside Story of How Wall Street and Washington Fought to Save the Financial System--and Themselves*, Penguin Books (アンドリュー・ロス ソーキン著、加賀山卓朗訳『リーマン・ショック・コンフィデンシャル』上、下、早川書房、2014年)
- 鈴木健 1998『メインバンクと企業集団—戦後日本の企業間システム』ミネルヴァ書房。
 ——、2008『六大企業集団の崩壊—再編される大企業体制』新日本出版社。
- Torpey, John(Ed.) 2003, *Politics and the Past: On Repairing Historical Injustices*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc.
- Torpey, John, 2006, *Making Whole What Has Been Smashed: On Reparations Politics*, Harvard University Press (ジョン・C. トーピー著、藤川 隆男他訳『歴史的賠償と「記憶」の解剖—ホロコースト・日系人強制収容・奴隷制・アパルトヘイト』法政大学出版局、2013年)。
- 宇佐美誠 2011「グローバルな正義と歴史上の不正義」田中 愛治 (監修), 須賀 晃一・齋藤 純一 (編)『政治経済学の規範理論』勁草書房、2011年、53-64。
- 宇佐美誠編 2014『グローバルな正義』勁草書房。
- Vitali, Stefania, Glattfelder, James B., and Battiston, Stefano, 2011, "The Network of Global Corporate Control, " in *PLoS ONE* 6(10): e25995.

doi:10.1371/journal.pone.0025995(<http://journals.plos.org/plosone/article?id=10.1371/journal.pone.0025995> 2015 年 1 月 30 日取得).

Wettstein, Florian, 2009, *Multinational Corporations and Global Justice: Human Rights Obligations of a Quasi-Governmental Institution*, Stanford University Press.

Young, Iris Marion, 2011, *Responsibility for Justice*, Oxford University Press (アイリス・マリオン・ヤング著、岡野八代他訳『正義への責任』2014年).

Colonial Origin of Capital of the Transnational Corporations in the 21st Century ; For Deepening the Debate on Global Justice and Colonial Responsibilities

Tadashi OKANOUCHI*

The analysis of the network of global corporate control in 2007 by Vitali, S., Glattfelder, J.B., and Battiston, S., which was the first investigation of the architecture of the international ownership network, along with the computation of the control held by each global player, showed the top 50 control-holding transnational corporations (TNCs) in the core of a giant network of big TNCs. The giant network contains all the top TNCs by economic value, accounting for 94% of the total TNC operating revenue, and the top 50 TNCs, which are financial institutions except 2, hold control of 40% of the total operating revenue in the network by their direct/indirect majority shareholding.

This article shows the founding years and place of all the top 50 control-holders, and finds that 90% of which were until mid-20th century in USA, west Europe, and Japan. For the reason of almost all the companies, especially financial institutions, established until mid-20th century in USA, west Europe and Japan inevitably contains some money thanks to possession of their colonies in their founding capital, it concludes that part of the capital of the ruling TNCs in 21st century has its origin in possession of colonies by the Great Powers until mid-20th century.

This fact has an important meaning in the debate on global justice and colonial responsibilities. Because responsibilities of the ruling TNCs on global justice, especially on global poverty issues, have been argued a lot, but colonial responsibilities have been said to be doubtful.

*AAJJ Member, Professor, Faculty of Social Sciences, HOSEI University